品川区訪問介護サービス事業所安定運営支援金事業にかかるQ＆A

**１．支給要件**

Ｑ１　品川区以外の他の自治体（近隣区や住所地特例）の被保険者にも訪問介護サービスを実施しましたが、支援金の対象となりますか。

Ａ１　品川区以外の被保険者に実施した訪問介護の分は、支援金の対象となりません。

Ｑ２　区内に事業所はないのですが、品川区の被保険者に訪問介護サービスを実施しました。

支援金の対象となりますか。

Ａ２　区内に主たる事業所があることが要件なので、支援金の対象となりません。

Ｑ３　区内に主たる事業所はないのですが、出張所（サテライト）が区内にあります。

出張所（サテライト）が品川区の被保険者に訪問介護をした場合は対象になりますか。

Ａ３　区内に主たる事業所があることが要件なので、支援金の対象となりません。

Ｑ４　区内に主たる事業所があり、出張所（サテライト）が区内にありません。

出張所（サテライト）が実施したサービスは支援金の対象になりますか

Ａ４　品川区の被保険者に訪問介護を実施した分は、支援金の対象となります。

なお、出張所（サテライト）が支援金の対象となる場合は、主たる事業所がまとめて申請することとなります。

Ｑ５　区内に主たる事業所がありましたが、区外に移転しました。区内に主たる事業所が

あった際の品川区の被保険者に実施した訪問介護は、支援金の対象となりますか。

Ａ５　申請時点で区内に主たる事業所があることが要件となるので、区外に移転した時点で対象外となります。

Ｑ６　同一建物減算を算定していますが、支援金の対象とならないのですか。

Ａ６　同一建物減算を算定した被保険者分のみ対象となりません。他に同一建物減算を

算定していない被保険者がいれば、その分は対象になります。

Ｑ７　月途中で要支援から要介護になり、総合事業と訪問介護の両方を実施した場合は、

対象となりますか。

Ａ７　訪問介護の部分のみ対象となります。総合事業分は対象外です。

**２．支給金額**

Ｑ８　介護報酬の2.5％とは、具体的にどこの金額ですか。

Ａ８　基本報酬（身体介護、生活援助等）とそれに連動する加算（特定事業所加算や処遇改善加算等）の合計の単位を被保険者ごとに算出し、1単位につき11.4円を乗じて算出された金額の2.5％（１円未満切り捨て）を、支援金として支給します。

Ｑ９　生活保護等で自己負担がない場合は、支給金額はどうなりますか。

Ａ９　自己負担の有無に関係なく、対象の介護報酬全体の2.5％を計算し、支援金として

支給します。

Ｑ10　訪問介護のサービスは提供済で、国保連への請求が確定していない訪問介護の報酬は、対象になりますか。

Ａ10　国保連の審査決定後の報酬が対象となるので、返戻となった請求や月遅れで提出していない報酬は審査決定するまで対象となりません。

Ｑ11　区分支給限度基準額を超えた分は、対象になりますか。

Ａ11　区分支給限度基準額を超えた保険給付外の部分は、対象となりません。

**３．申請方法等**

Ｑ12　申請はどのようにすれば良いですか

Ａ12　対象事業所あてに申請金額をお知らせします。申請金額を申請書に入力し、品川区電子申請サービスにて申請してください。

Ｑ13　支援金の計算はどのようにすればよいですか

Ａ13　支援金の計算は、区が国保連の審査決定金額を基に計算しますので、事業所で改めての計算は不要です。金額を確かめたい場合は、上記Ｑ○の計算方法をもとに、対象被保険者および対象報酬の2.5％を被保険者ごとに積み上げることで算出されます。

Ｑ14　申請の際に必要な添付書類はありますか

Ａ14　添付書類は原則として必要ありません。申請書のみ提出してください。なお、区に口座の登録をしていない場合は、初回のみ「支払金口座振替依頼書」の提出が必要です。

Ｑ15　申請はいつまでにすれば良いですか

Ａ15　サービス提供月から２年以内としています。２年以内であれば、提出はいつでも大丈夫です。「毎月○日まで」という縛りはありません。

Ｑ16　毎月提出しなければならないのですか

Ａ16　毎月提出でも、複数月にまとめての提出でもどちらでも大丈夫です。

Ｑ17　紙で提出しても良いですか

Ａ17　申請記録の管理や郵送コスト削減の観点から、電子申請での提出をお願いいたします。

Ｑ18　支援金の支給までどれくらいかかりますか。

Ａ18　申請書を電子申請サービスで受付し、不備がなければ約３～４週間ほどで振り込みします。（決定通知書の送付から約２週間で口座にお振り込みします。）

Ｑ19　支援金の対象となっていた訪問介護サービスを過誤申立しました。扱いはどうなりますか。

Ａ19　過誤の分を差し引いた金額を申請金額としてお伝えしますので、特段の対応は不要です。ただし、支給する金額がない場合は、返還の手続きの書類をお送りします。

**４．その他**

Ｑ20　この事業はいつまで実施していますか。

Ａ20　令和９年３月サービス提供分までの予定ですが、介護報酬改定の内容や時期により

前後する可能性があります。

Ｑ21　支援金の対象外となる報酬があるのはなぜですか。

Ａ21　令和６年度介護報酬改定による減額を補てんする目的で実施しており、減額されていない加算を対象外としています。同一建物減算については、同一建物外の訪問介護との利益率の差を鑑み、対象外としています。

Ｑ22　支援金は課税の対象ですか。

Ａ22　税制上、本支援金が法人税の非課税所得となる根拠がないので、課税の対象となります。税務会計上、適切な処理をお願いいたします。